

令和 6 年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 8 日（月）
開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 0 時 2 5 分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
○教育長報告
○議案第 2 7 号 令和 7 年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について
○議案第 2 8 号 令和 7 年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について
○議案第 2 9 号 令和 6 年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計 1 1 月補正予算に関する意見の申出について
○議案第 3 0 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、鮫島教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、藤原学校給食課長、遠藤科学館長、大南幼保支援課長、河井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0 人 (2) 市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第29号及び議案第30号について非公開とすることを決定

教育長報告

○議案第27号 令和7年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

【説明】

○藤橋教職員室長 令和7年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

人事異動に関する基本方針は、市立小・中学校の県費負担教職員の人事異動に際して、各校長が次年度に向けた学校経営構想を持ち、その実現に向けて内申を行うため、大津市教育委員会としての基本方針を定めるものである。

基本方針は、次代を生き抜く子どもたちには「心豊かに生きる力」を育成する必要があること、「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを目指すよう求められていること、また、学校教育を取り巻く多様化・複雑化する教育課題への対応が必要となっていること、さらに、管理職の大幅な入れ替わり及び若手教職員や他市町からの転任者の増加により、教育力の継承が喫緊の課題であること等を踏まえ、教職員が、現在策定を進めている「第4期大津市教育振興基本計画」の基本理念である「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現を目指し、自信と誇りを持って教育に取り組めるようにするとの考えのもと、以下の3つを定めた。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な学校経営・学校運営を行い、本市の教育課題および各学校の課題に的確に対処しうる管理職員を適正に配置する。
- 2 各学校や地域の実情に応じて特色ある学校づくりを進め、学校教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な教育環境の学校への異動を促進する。

教職員の人事異動は、これら3つの基本方針の趣旨に沿って、校長の具申を可能な限り尊重し、適材を適所に配置したいと考えている。また、校長として明確な人事異動構想を描き、積極的な学校経営を推進するために、参考として人事異動における具体的事項を定めている。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第28号 令和7年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

【説明】

○大南幼保支援課長 令和7年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めるこ

とについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

近年、幼児教育を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、様々な家庭状況への対応、幼児一人ひとりの教育ニーズに合わせた教育の充実など、多くの課題への対応が求められている。

本市で培われてきた自発的な活動としての遊びを通した学びを育む幼稚園教育の理念や文化を継承し、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、質の高い幼児期の教育の推進が重要であると考えている。

また、様々な種類の就学前施設が増加しており、公立幼稚園のあり方が検討されている。そのような中、役職定年による園長の大幅な入れ替わりに伴い、安定的な組織運営と教育力の継承が喫緊の課題である。中堅教職員の園経営能力の育成や若手教職員への系統的な学ぶ機会の保障等、現場での人材育成を計画的に行い、教職員一人一人の資質向上を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、教職員が、現在策定を進めている「第4期大津市教育振興基本計画」の基本理念である「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現を目指し、自信と誇りを持って取り組めるよう、以下の3項目を基本方針とした。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な園経営を行い、本市の教育課題及び各園の課題に的確に対処しうる園長を適正に配置する。
- 2 これからの大津市の就学前教育のあり方を踏まえ、各園や地域の実情に応じて特色ある幼稚園づくりを進めるとともに、幼稚園教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な環境の幼稚園への異動を促進する。異動にあたっては、適材を適所に配置するように努め、その能力の発揮を通して組織の刷新・充実を図る。

これら基本方針の趣旨に沿って、園長として明確な人事異動構想を描き、人材をいかした園経営を推進するために、参考として人事異動における具体的事項を定めている。

【質 疑】

- 田村委員 新規採用者は何人採用するのか。
- 大南幼保支援課長 令和7年度は5人を採用する予定である。

【採 決】 承認

○議案第29号 令和6年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算に関する意見の申出について

【説 明】

- 鮫島教育部次長 本件は、市議会11月通常会議に提出する補正予算案について市長へ意見を申し出るものである。

本補正予算案は、大きく分けて、当初予算設定時からの職員数の増減や人事異動等に伴う人件費の補正と、それ以外の事業費の補正がある。人件費については説明を割愛し、その他のものについて説明する。

今回の教育費の補正は、1,073万3千円を増額し、補正後の総額を165億6,365万6千円とするものである。

補正の内容であるが、通番45「教育長給与費」は、共済費の保険料率の変更に伴うものである。通番50「学校給食事業特別会計繰出金」は、学校給食事業特別会計において人件費を補正するため、繰出金を増額するものである。

債務負担行為の通番 9「小学校大規模改造事業」及び通番 10「中学校大規模改造事業」では、長寿命化改良事業の実施設計業務委託に係る予算を債務負担行為として設定する。

具体的には、令和 7 年度に実施設計、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年での工事を予定している南郷小学校、打出中学校について、建築工事における週休 2 日制の導入に伴い、令和 7 年度の実施設計に 13 か月、1 年を超える工期が必要となることから、本補正予算にて、令和 7 年度向けの債務負担行為を設定し、設計業務に着手しようとするものである。

今回の補正による債務負担行為の変更額は、南郷小学校分が 5,539 万円、打出中学校分が 6,014 万 2 千円となっている。これにより、当初より予定していた令和 8 年度から 10 年度までの工事に遅れを生じさせることなく着実に事業を進めていく。

学校給食事業特別会計の補正については、647 万 9 千円を増額し、補正後の総額を 29 億 3,647 万 9 千円とするものである。内容については、人件費の補正である。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第 30 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○遠藤科学館長 本件は、市議会 11 月通常会議に提出する条例改正案について市長へ意見を申し出るものである。条例改正の内容は、科学館のプラネタリウム及び展示ホールの観覧料改定である。

科学館の観覧料は、平成 4 年以来 32 年間据え置いてきた。これは、科学学習の場として主に小学生を意識した運営を行ってきたことも影響していると思っている。しかしながら、近年の物価高騰により、館の維持管理費用、特に電気代は非常に高騰している状況がある。また、展示ホール内の琵琶湖ウォッチングのリニューアル、券売機の更新、老朽化した展示物や機器の修繕等、科学館を魅力ある施設として運営を継続していくためには多くの費用が必要である。これらのことから、観覧料の改定を行うものである。

料金改定に当たっては、施設の性格を考慮し、小中高生については据え置くこととした。また、科学館の運営には、来館者からの観覧料のほか、多くの市税を充てていることから、市外料金を設定することとした。その設定に当たっては、市の施設使用料設定基準を参考に、市民料金の 1.5 倍を目安にした。

具体的な金額であるが、プラネタリウムの観覧料は、小中高生は現行 200 円のところ、市民は据置き、市民以外は 350 円とする。一般の方は現行 400 円のところ、市民は 500 円、市民以外は 700 円とする。乳幼児については、座席を使用される場合は 100 円の料金を新たに設定し、同行者の膝の上で観覧する場合は現行どおり無料とする。

展示ホールの観覧料は、現行は小学生以上一律 100 円のところ、小中高生については、市民は据置き、市民以外は 150 円とし、一般の方については、市民は 150 円、市民以外は 200 円とする。

20 人以上の団体については、1 人当たりの料金は個人料金の 8 割の額となる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言